

半年経って

はじめに

この報告を書いているのは、10月初旬です。ようやく秋らしくなってきたものの、まだまだ蒸し暑い日が続いています。

この記事が、皆様の目に触れるころは、既に冬仕度に入り、慌ただしい季節だと思えます。

理事者室に入って丁度半年が経ちました。是までの半年を振り返っての雑感をお伝え致します。

毎日の職務について

副会長として何か創造的な仕事があるかとなると特筆すべきものは何もありません。歴代東弁理事者が積み上げてきた日々の業務を淡々とこなすことが業務の殆どです。

偶に、不慣れから簡単な業務を難しくしているのではないかという状況を散見しないわけではありませんが、終わってみれば何も悩むことは無かったと気付いて平穏な日々に戻っています。

この平穏な日々を送れるのは、優秀で忍耐強い職員が縁の下で弛まぬ努力をしてくれるところに負うところが極めて大きいと感謝しております。

弁護士の数について

東京弁護士会は、約6,700名の会員を有するようになりました。全国の弁護士数が33,000人程ですから、およそ弁護士の5人に1人は東京弁護士会に所属していることになります。世界の人口構成に例えれば、正に東弁の中国化現象です。

東京都には東京弁護士会の他に、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が有りますが、この三会を合わせた弁護士の数は、15,000名余りになります。

これだけの数の弁護士が東京に集まるのは、東京の経済規模が大きいということも有りますが、地方単位会では、会費が極めて高い（月約7万円余という会も

副会長 山田 宣郷 (41期)

主な担当業務
夏期合同研究、四会地代、弁政連、新進会員、会員サポート、チューター制度、裁判官選考、刑事拘禁、刑事法対策、犯罪被害者支援、会館、講堂管理等



あるらしいです。)ことが新人弁護士に対する参入障壁になっているという噂も耳にします。

その為、月4万円程度の東京三会が登録しやすいのかもしれない。

昔のように、働きながら勉強した(苦学生)という時代ではなく、一年で約200万円という法科大学院の学費を負担できる経済的に余裕のある家庭の人たちが司法試験を受けていて、登録を急いで稼ぐ必要が無い余裕世代特有の現象という見方ができるかもしれません。

しかし、最近では、弁護士登録をするとその月から弁護士会費を払わなければならないので、収入を確保してから入会するという未登録現象が生じているのが実状です。

最近の出来事

10月4、5日は佐賀県で行われた人権大会に参加しました。単位弁護士会で最後の人権大会開催地「取りを飾る」と地元佐賀県弁護士会は張り切っておりました。ところが、残念なことに、未だ、函館弁護士会、青森県弁護士会それに千葉県弁護士会が人権大会を開催していないらしいということが判明して、佐賀県弁護士会は残念でしょうが、佐賀の良さを全国の弁護士に知ってもらっただけでも人権大会を開催した意義があったのではないのでしょうか。

それにしても、佐賀県は、江藤新平という近代日本の司法制度の基礎を構想した人物を輩出したところで、幕末騒乱の時代に、藩主鍋島直正がその命を秘かに守った甲斐もなく、維新後、大久保利通や井上馨の不正を正そうとしたことから、反乱者として大久保らにあっていう間に死罪に処せられたのは、日本にとって取り返しのつかない損失ではなかったかと佐賀で感慨を深くしました。私も、江藤新平の故事を肝に銘じるべきと自戒しております。